

インフルエンザ予防接種費用の一部助成について

亀山市では、インフルエンザの発症及び重症化を予防するために、下記のとおりインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。

接種を希望する人は、インフルエンザ予防接種についてよく理解したうえで、接種を受けてください。

< 対 象 者 >

亀山市に住所を有する1歳～就学前の児童（1歳未満を除く）

< 接種および申請受付期間 >

令和7年10月1日（水）～**令和8年3月31日（火）まで**（12月中旬までに受けるのが望ましい）

※申請期限以降は受付できませんので、ご注意ください。

< 実施医療機関 >

インフルエンザ予防接種実施医療機関

（亀山市内のインフルエンザ予防接種実施医療機関は、市広報10月1日号に掲載）

※接種前に医療機関に予約をしてください。

< 助 成 額 >

1回目：1200円、2回目：800円

※接種料金がこれに満たない場合はその額になります。

< 助 成 方 法 >

（1）接種料金は、医療機関に全額支払ってください。

（2）下記の①②③（郵送の場合は①②④）を母子保健グループへ提出してください。なお、郵送の場合は、送付前に母子保健グループまで連絡をお願いします。

①助成金交付請求書（様式第1号）（申請者記入）

※申請者と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

②領収書（様式第2号）（医療機関記入）

※医療機関が発行する領収書（インフルエンザに係る支払額が確認できる書類）でも可

③助成金振込口座の通帳

④助成金振込口座の通帳のコピー（郵送の場合）※口座名義人・口座番号がわかるようにコピーしてください。

※ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるものに限りです。

（3）後日、助成金を指定された口座に振り込みます。

※申請できるのは、年度につき、接種者1人あたり1回となります。

【問合窓口】 亀山市総合保健福祉センターあいあい
子ども総合支援課母子保健グループ
電話：0595（98）5003